

# 建築基準法第12条点検業務仕様書

## 1 業務の目的と内容

本業務は、建築物を適正に維持保全するため、建築基準法第12条第2項、第4項及び建築基準法施行規則第5条の2に基づき、建築物の敷地及び構造等について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検実施するものです。

## 2 業務担当者

本業務において、点検及び点検票の記入は、建築基準法第12条第2項及び第4項に規定する定期点検有資格者又は、平成28年国土交通省告示第483号の第2および第4に定める要件により資格者証を有しているものとする。

## 3 業務の実施

### (1) 点検項目、方法及び判定基準

建築基準法第12条第2項の点検は国土交通省告示第282号、第4項は同告示第285号によるものとし、市営住宅用に作成した点検表に記載・作成する。なお、現場等の状況で、点検が困難な部分がある場合は事前に担当者と協議し決定する。

### (2) 点検実施時期

各施設を点検する時期は、9月30日までとする。

## 4 報告書作成

点検の結果をまとめた点検結果報告書を作成する。報告書は点検対象住宅全体の点検結果が分かるように作成する。また、点検表は電子データにして提出とする。ただし、点検表の一部はそのまま報告書に掲載する。なお、提出物は次のとおりとする。

### (1) 点検結果報告書 2部

### (2) 点検表を電子データとしたもの (CD-ROM)

## 5 その他

### (1) 受託者は、作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、業務担当者名、

安全管理等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に担当者の承認を受ける。

### (2) 業務実施に当たり疑義が生じた場合は別途協議する。